

**公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会  
スポーツ・レクリエーション傷害補償制度給付要綱（抜粋）**

**【目的】**

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が主催するスポーツ教室等の参加者が、その事業の参加中に被った傷害または疾病に対して、協会が給付する災害死亡補償、後遺障害補償および療養補償について、必要な事項を定めることを目的とする。

**【適用範囲】**

本要綱は、協会の作成、保管する名簿に記載された事業の参加者に適用する。

**【用語の定義】**

- (1) 「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。
- (2) 「疾病」とは、急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、日射病および熱射病等の熱中症、低体温症、脱水症をいう。
- (3) 「事業に参加中」とは、本人が事業に参加するために協会の指定する場所に集合したときから、協会の管理下を離れたときまでをいう。ただし、事業開催日前に協会に事業参加の申込みを行い、協会保管の名簿に記載された者に限り、事業に参加するための往復途上についても「事業に参加中」とみなす。
- (4) 「事業に参加するための往復途上」とは、被補償者が事業に参加する意思をもって、住居（事業参加のために宿泊したときは、その宿泊先を住居とみなす。）を出発してから住居に帰着するまでをいう。ただし、往復に要する通常の経路を逸脱または中断した場合には、当該逸脱または中断したとき以降を「事業に参加中」とみなさない。

**【補償を行わない場合】**

- (1) 本人またはその法定相続人の故意または重大な過失による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷病。ただし、補償を給付しないのは本人の被った傷病に限る。
- (3) 本人の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用による傷病
- (4) 本人が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による傷病
- (5) 他覚症状のない本人の感染症
- (6) 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- (7) 本人の妊娠、出産または早産
- (8) 傷病発生日の該当する年度の4月1日の直前12ヶ月以内に、医師の治療を受けまたは治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある疾病。
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による傷病
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下この号において同様とする。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による傷病
- (11) 前2号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷病
- (12) 第10号以外の放射線照射または放射能汚染による傷病

※上記は（公財）名古屋市教育スポーツ協会スポーツ・レクリエーション傷害補償制度の内容をご理解いただくために、要綱を一部抜粋した配布用の資料です。